

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-42 座席

8-42 座席

7-42-1 性能要件

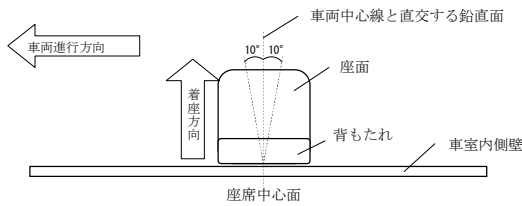
8-42-1 性能要件 (視認等による審査)

7-42-1-1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)

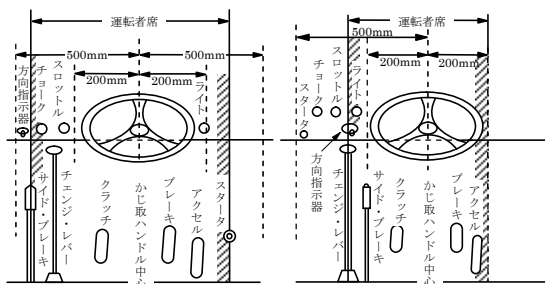
- ア 前向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であって、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の前方に向いているもの。
 - イ 後向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であって、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の後方に向いているもの。
 - ウ 横向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であって、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の側方に向いているもの。
- 横向き座席 (参考図)



① 自動車の運転者席の幅は、7-12-1-1 (1) に掲げる装置 (乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。) のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

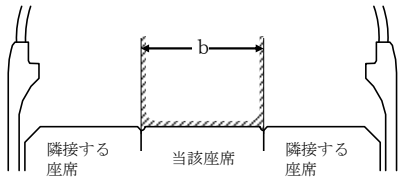
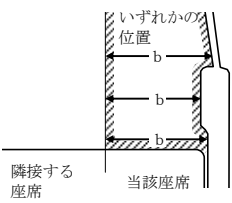
(図)



② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席 (またがり式の座席、7-44-1 (1) 及び 7-44-2 (6) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備える座席 (乗車定員10人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。) 並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。) は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- ア 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>座席であってその幅が 400mm 未満のもの</p> <p>イ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅が 400mm 以上となる空間を車室内に有しないもの</p> <p>ウ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち当該座席面の上方のいずれの位置においても車室内に幅 400mm 以上となる空間を有しないもの</p> <p>(例) (1) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅</p> <p style="padding-left: 40px;">b : 空間の幅</p>  <p>(2) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅</p> <p style="padding-left: 40px;">b : 空間の幅</p>  <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア 乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）</p> <p>イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ウ 緊急自動車</p> <p>エ 車体の形状が患者輸送車及びキャンピング車である自動車</p> <p>オ 大型特殊自動車</p> <p>カ 幼児専用車（幼児用座席は除く。）</p> <p>キ 乗車定員 10 人の福祉タクシー車両</p> <p>ク 乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量 10t を超える自動車（横向きに備えられた座席であって UN R80-04 の 7.4. に適合するものに限る。）</p> <p>④ 幼児専用車の幼児用座席は、前向きに設けられたものであること。</p> <p>⑤ 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ（前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その 2 倍の長さとする。）以上の間げきを有すること。</p> <p>ア 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。）</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>200mm</p> <p>イ 幼児専用車の幼児用座席 150mm</p> <p>(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であって 7-44-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）</p> <p>① 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口附近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）であること。</p> <p>ア 補助座席</p> <p>イ 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席</p> <p>② 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。</p> <p>ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) (1) ⑤に掲げる間げき並びに (2) に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。（細目告示第 28 条第 3 項関係、細目告示第 106 条第 3 項関係）</p> <p>① 間げきは、座席の中央部から左右 190mm の間（補助座席にあつては左右 150mm の間とし、幼児用座席にあつては左右 135mm の間とする。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。</p> <p>この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。</p> <p>ア リクライニング機構を有する運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席にあつては、背もたれを当該運転者席等の鉛直面から後方に 30°（30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度）まで倒した状態</p> <p>イ スライド機構を有する運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。</p> <p>ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

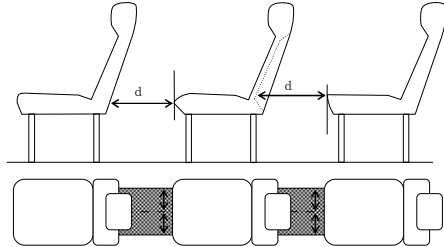
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

調整した状態とすることができる。

ウ 運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席以外の座席であってリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあつては、間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d : 間げき



② 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に200mm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

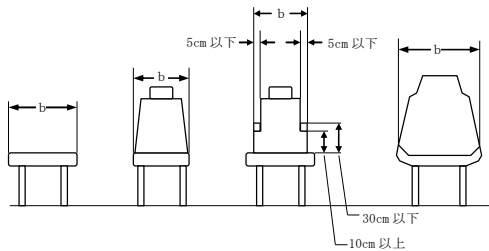
なお、座席面から100mm以上300mm以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき50mmまでは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

③ 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

(例)

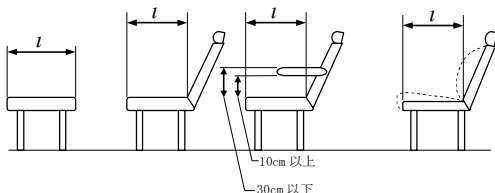
(イ) 座席の幅

b : 座席の幅



(ロ) 座席の奥行

l : 座席の奥行



(4) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ300mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の3分の2程度以上のものとする。(保安基準第22条第5項、細目告示第106条第4項関係)

(5) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。(保安基準第22条第6項、細目告示第106

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>条第5項)</p> <p>7-42-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-09-S1 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。 (保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係)</p> <p>ア またがり式の座席 イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 通路に設けられるもの (イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面(荷台を除く。)に設けられるもの</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席</p> <p>エ 横向きに備えられた座席 オ 後向きに備えられた座席 カ 非常口附近に備えられた座席 キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席</p>	<p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(当該座席の取付装置を含む。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(3) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。 (保安基準第 22 条第 3 項関係)</p> <p>ア またがり式の座席 イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 通路に設けられるもの (イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面(荷台を除く。)に設けられるもの</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席</p> <p>エ 横向きに備えられた座席 オ 後向きに備えられた座席 カ 非常口附近に備えられた座席 キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席</p>

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09-S1 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7. 4. を除く。)に定める基準
	7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
			ること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）		UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）		次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2. 及び 6. (6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準 ウ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）		UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）		UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準
	7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席		次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）		UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）		次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準 イ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）		UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるもの	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに		UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
を除く。)	備える座席		
⑧ 緊急自動車	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後部部分は、当該自動車が発生等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。	
<p>(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</p> <p>(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1の5.2.4の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件5.16.及び6.3の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技</p>		<p>(2) (1)の自動車〔乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものに限る。)及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。〕の座席の後部部分は、当該自動車が発生等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(3)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、(1)アからキに掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第22条第4項関係)</p> <p>(3) (1)の自動車の座席及び座席取付装置は、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。(細目告示第184条第7項関係)</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1又はUN R17-08-S4の5.2.4.の規定、UN R80-04付録1の1.2.及び付録5の1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ FMVSS 207 に適合する装置 (7-42-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</p> <p>7-42-2 欠番 7-42-3 欠番</p>	<p>8-42-2 欠番 8-42-3 欠番 8-42-4 適用関係の整理 7-42-4の規定を適用する。</p>
<p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和26年6月30日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、7-42-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第3項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和26年6月30日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、7-42-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第3項第1号関係)</p> <p>(3) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、7-42-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第2項第1号及び第3項第2号関係)</p> <p>(4) 昭和35年3月31日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、7-42-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第3項第2号及び第3号関係)</p> <p>(5) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、7-42-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第2項第2号関係)</p> <p>(6) 平成19年6月30日(乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成24年6月30日)以前に製作された自動車については、7-42-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第1項関係)</p> <p>(7) 平成24年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(平成26年7月22日以降の型式指定自動車を除く。)については、7-42-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第5項及び第6項関係)</p> <p>(8) 平成29年7月25日以前に製作された自動車(平成26年7月26日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成26年7月25日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。)については、7-42-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第7項関係)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-42-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第8項関係)</p> <p>① 令和2年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車</p> <p>② 令和2年9月1日から令和4年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和2年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ 令和4年9月1日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R17-09-S1(5.16.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</p> <p>⑤ 貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>⑥ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの</p> <p>⑦ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

(10) 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、7-42-14 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係)

- ① 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 3 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 3 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 3 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

7-42-5 従前規定の適用①

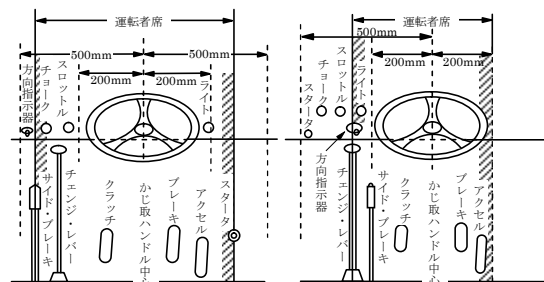
昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係)

7-42-5-1 性能要件

(1) 自動車の運転者席の幅は、7-12-7-1 (1) に掲げる装置(乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。)のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

(図)



(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上(非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上)でなければならない。

ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 7-44-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

- ① 補助座席
- ② 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの
- ③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

① 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

- ② 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁(背あてがあるときは背あての前縁)までの最短水平距離とする。
- ③ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4) の基準に適合しないものとする。
- ④ ③ に規定する座席以外の座席であつて、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4) に規定する「幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

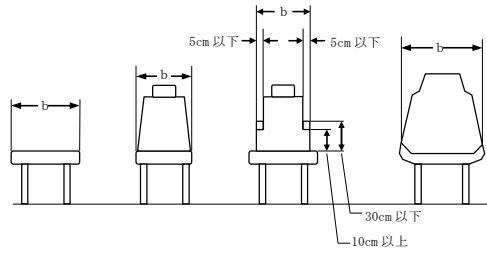
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(例)

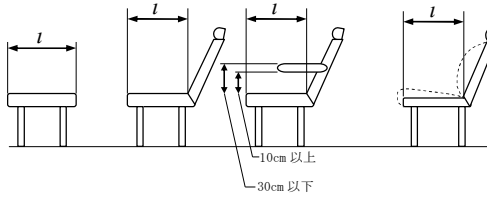
(イ) 座席の幅

b : 座席の幅



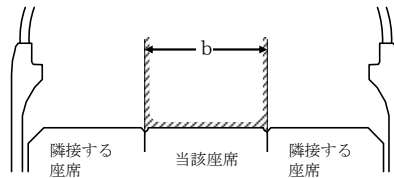
(ロ) 座席の奥行

l : 座席の奥行



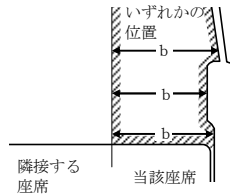
(ハ) 空間の幅 (③関係)

b : 空間の幅



(ニ) 空間の幅 (④関係)

b : 空間の幅



(4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない。

(5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

(6) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ280mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の3分の2程度以上のものとする。

(7) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-6 従前規定の適用②

昭和26年6月30日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第3項第1号関係)

7-42-6-1 性能要件

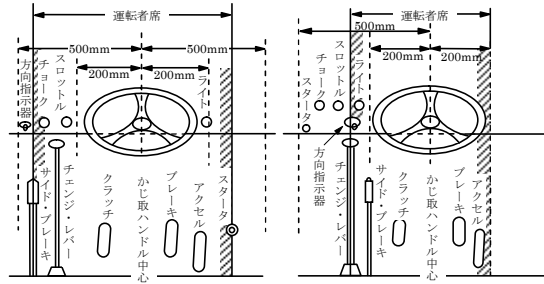
(1) 自動車の運転者席の幅は、7-12-7-1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

(図)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。

ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 7-44-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

- ① 補助座席
- ② 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの
- ③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

① 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

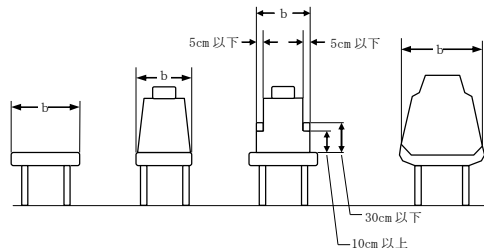
なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

- ② 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。
- ③ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4) の基準に適合しないものとする。
- ④ ③に規定する座席以外の座席であつて、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4) に規定する「幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

(例)

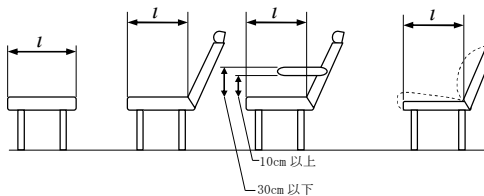
(イ) 座席の幅

b : 座席の幅



(ロ) 座席の奥行

l : 座席の奥行

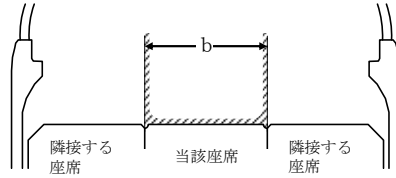


(ハ) 空間の幅 (③関係)

b : 空間の幅

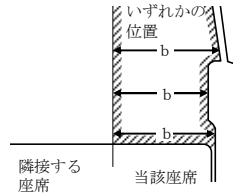
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(二) 空間の幅 (④関係)

b : 空間の幅



(4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するのに必要な空間を有するものでなければならない。

(5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

(6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。

ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍以上の長さの間げきがなければならない。

この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度）まで倒した状態とする。

① 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。）200mm（車輪覆い等のためやむを得ないものにあつては、180mm）

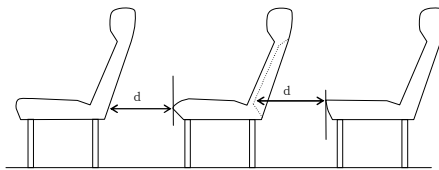
② 幼児専用車の幼児用座席 150mm

(7) (6)の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。

この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

(例) 座席の間げき

d : 間げき



(8) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ280mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の3分の2程度以上のものとする。

(9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-7 従前規定の適用③

昭和35年3月31日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第2項第1号及び第3項第2号関係）

7-42-7-1 性能要件

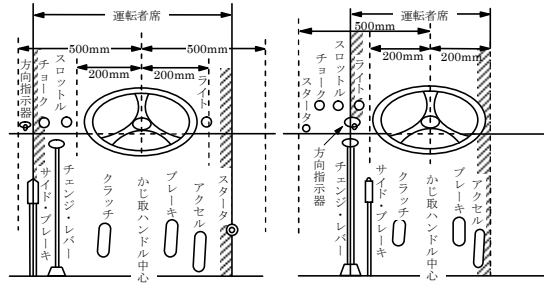
(1) 自動車の運転者席の幅は、7-12-7-1(1)に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

(図)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。

ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 7-44-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

- ① 補助座席
- ② 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの
- ③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

① 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

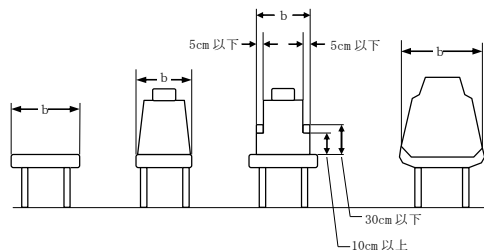
なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

- ② 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。
- ③ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4) の基準に適合しないものとする。
- ④ ③に規定する座席以外の座席であつて、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4) に規定する「幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

(例)

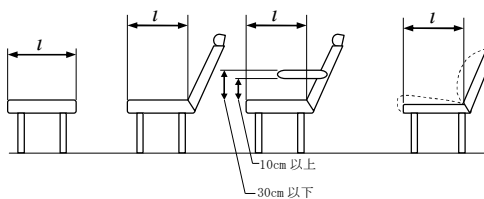
(イ) 座席の幅

b : 座席の幅



(ロ) 座席の奥行

l : 座席の奥行

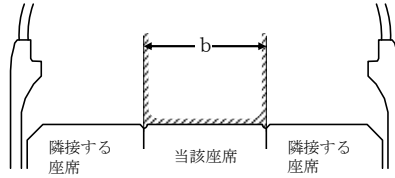


(ハ) 空間の幅 (③関係)

b : 空間の幅

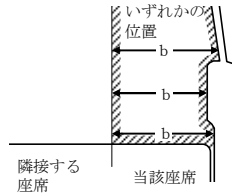
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(二) 空間の幅 (④関係)

b : 空間の幅



- (4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない。
- (5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。
- (6) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ300mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の3分の2程度以上のものとする。

- (7) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-8 従前規定の適用④

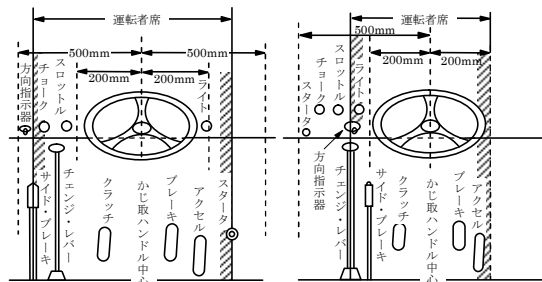
昭和35年3月31日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第3項第2号及び第3号関係)

7-42-8-1 性能要件

- (1) 自動車の運転者席の幅は、7-12-7-1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

(図)



- (2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口附近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）でなければならない。

ただし、乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて7-44-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

- ① 補助座席
 - ② 乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの
 - ③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席
- (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

- ① 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に200mm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

なお、座席面から100mm以上300mm以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘か

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

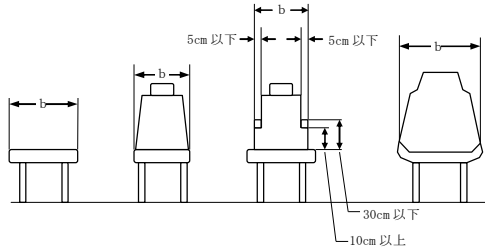
けにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

- ② 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。
- ③ 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4) の基準に適合しないものとする。
- ④ ③に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4) に規定する「幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

(例)

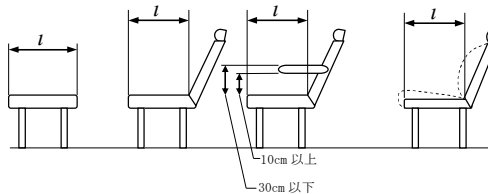
(イ) 座席の幅

b : 座席の幅



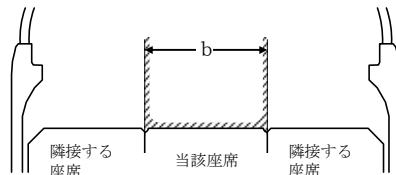
(ロ) 座席の奥行

l : 座席の奥行



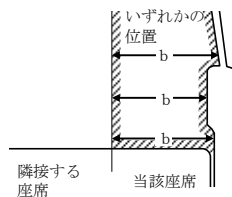
(ハ) 空間の幅 (③関係)

b : 空間の幅



(ニ) 空間の幅 (④関係)

b : 空間の幅



- (4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない。
- (5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。
- (6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。

ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その 2 倍以上の長さの間げきがなければならない。この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に 30°（30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度）まで倒した状態とする。

- ① 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。）200mm（車輪覆い等のためやむを得ないものにあつては、180mm）
- ② 幼児専用車の幼児用座席 150mm

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

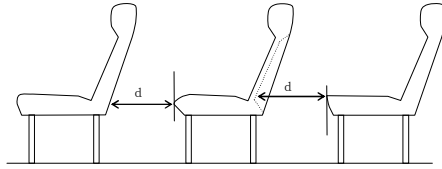
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(7) (6) の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。

この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあっては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

(例) 座席の間げき

d : 間げき



(8) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の 3 分の 2 程度以上のものとする。

(9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-9 従前規定の適用⑤

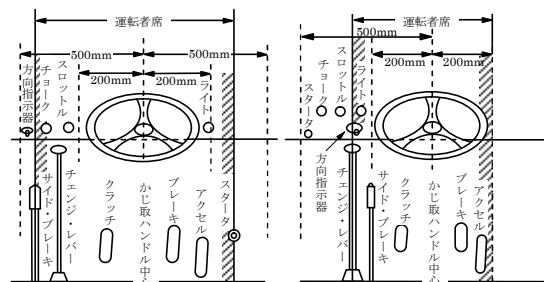
昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条 第 2 項第 2 号関係)

7-42-9-1 性能要件

(1) 自動車の運転者席の幅は、7-12-7-1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

(図)



(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあっては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあっては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。

ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって 7-44-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

- ① 補助座席
- ② 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの
- ③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

① 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

- ② 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。
- ③ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4) の基準に適合しないものとする。
- ④ ③ に規定する座席以外の座席であつて、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4) に規定する「幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

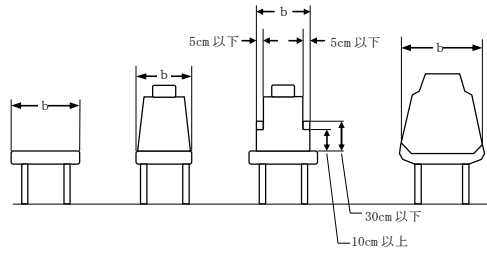
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(例)

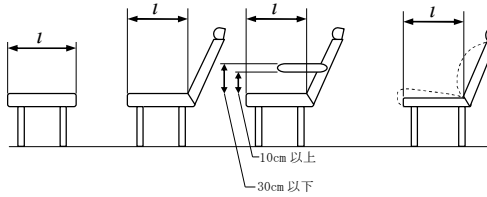
(イ) 座席の幅

b : 座席の幅



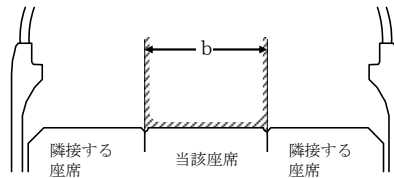
(ロ) 座席の奥行

l : 座席の奥行



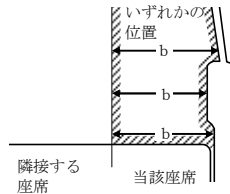
(ハ) 空間の幅 (③関係)

b : 空間の幅



(ニ) 空間の幅 (④関係)

b : 空間の幅



(4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するのに必要な空間を有するものでなければならない。

(5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

(6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。

ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍以上の長さの間げきがなければならない。

この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度）まで倒した状態とする。

① 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。）200mm

② 幼児専用車の幼児用座席 150mm

(7) (6)の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。

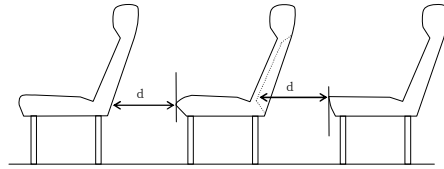
この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

(例) 座席の間げき

d : 間げき

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(8) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の 3 分の 2 程度以上のものとする。

(9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-10 従前規定の適用⑥

平成 19 年 6 月 30 日（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 24 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては、7-42-10-1-1 (10) 及び (11) の規定は適用しない。（適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係）

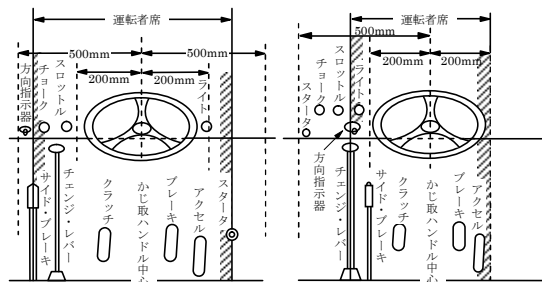
7-42-10-1 性能要件

7-42-10-1-1 視認等による審査

(1) 自動車の運転者席の幅は、7-12-7-1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

(図)



(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口附近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。

ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 7-44-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

① 補助座席

② 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの

③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

① 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

② 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

③ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4) の基準に適合しないものとする。

④ ③に規定する座席以外の座席であつて、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4) に規定する「幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

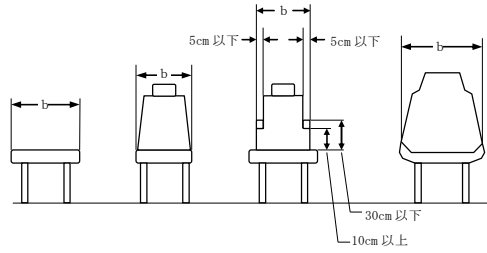
(例)

(イ) 座席の幅

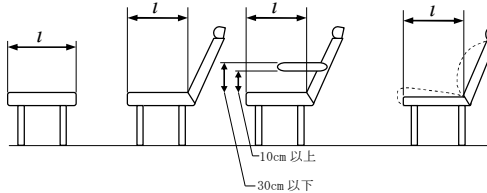
b : 座席の幅

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

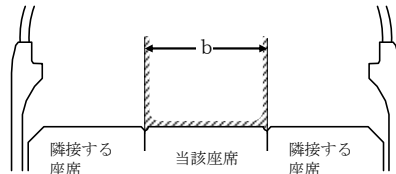
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



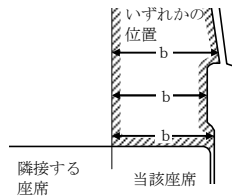
(v) 座席の奥行
l: 座席の奥行



(ハ) 空間の幅 (③関係)
b: 空間の幅



(ニ) 空間の幅 (④関係)
b: 空間の幅



(4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するのに必要な空間を有するものでなければならない。

(5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

(6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。

ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍以上の長さの間げきがなければならない。

この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度）まで倒した状態とする。

① 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。）200mm

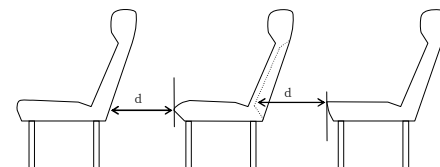
② 幼児専用車の幼児用座席 150mm

(7) (6)の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。

この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

(例) 座席の間げき

d: 間げき



(8) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ300mm以上である場合に限り、その

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の3分の2程度以上のものとする。

- (9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。
- (10) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならない。
 - ① またがり式の座席
 - ② 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの
 - ③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席
 - ④ 横向きに備えられた座席
 - ⑤ 後向きに備えられた座席
 - ⑥ 非常口附近に備えられた座席
 - ⑦ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席
- (11) (10) の自動車の座席（頭部後傾抑止装置を含む。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。
ただし、(10) ①から⑦までに掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。
- (12) 指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(10) 及び (11) の基準に適合するものとする。

7-42-10-1-2 書面等による審査

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものでなければならない。
ただし、7-42-10-1-1 (10) ①から⑦までに掲げる座席及び当該座席の取付装置にあっては、この限りでない。
- (2) (1) の自動車の座席（頭部後傾抑止装置を含む。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造として、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 23「シートバック後面の衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。
ただし、7-42-10-1-1 (10) ①から⑦までに掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。
- (3) 指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。

7-42-11 従前規定の適用⑦

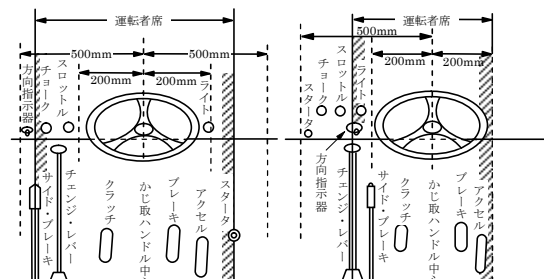
平成 24 年 7 月 21 日（貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係）

7-42-11-1 性能要件

7-42-11-1-1 視認等による審査

- (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。
 - ① 自動車の運転者席の幅は、7-12-1-1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。
この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

(図)



- ② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

き、幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有すること。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

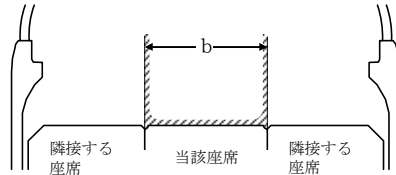
ア 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が 400mm 未満のもの

イ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅が 400mm 以上となる空間を車室内に有しないもの

ウ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち当該座席面の上方のいずれの位置においても車室内に幅 400mm 以上となる空間を有しないもの

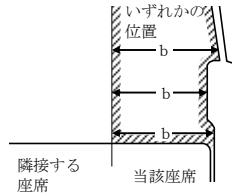
(例) (1) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅

b : 空間の幅



(2) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅

b : 空間の幅



③ 幼児専用車の幼児用座席は、前向きに設けられたものであること。

④ 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ（前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍の長さとする。）以上の間げきを有すること。

ア 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm

イ 幼児専用車の幼児用座席 150mm

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 7-44-10-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

① 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口附近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）であること。

ア 補助座席

イ 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

② 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。

ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあつては、この限りでない。

(3) (1) ④に掲げる間げき並びに (2) に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。）

① 間げきは、座席の中央部から左右 190mm の間（補助座席にあつては左右 150mm の間とし、幼児用座席にあつては左右 135mm の間とする。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。

この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。

ア リクライニング機構を有する運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席にあつては、背もたれを当該運転者席等の鉛直面から後方に 30°（30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度）まで倒した状態

イ スライド機構を有する運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席にあつては、

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

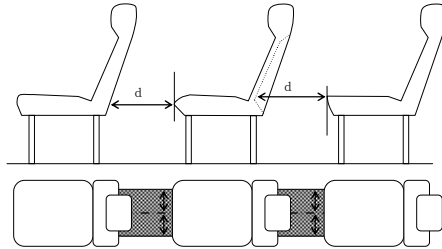
間げきが最小となるように調整した状態。

ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

ウ 運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席以外の座席であってリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあつては、間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d : 間げき



② 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

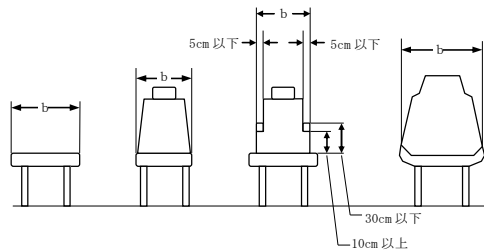
なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

③ 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁(背あてがあるときは背あての前縁)までの最短水平距離とする。

(例)

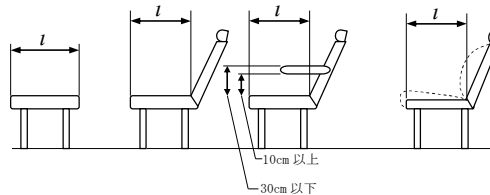
(イ) 座席の幅

b : 座席の幅



(ロ) 座席の奥行

l : 座席の奥行



(4) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の 3 分の 2 程度以上のものとする。

(5) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-11-1-2 書面等による審査

(1) ①及び②に規定する座席は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、③に掲げる座席にあつては、この限りでない。

① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-07-S3 の 5. 及び 6. (5. 3. から 5. 7. まで、5. 10. から 5. 13. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準に適合するものであること。

② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R80-02 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。

ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-07-S3 の 5.1. 及び 6. に適合するものであればよい。

③ 適用を除外する座席

- ア またがり式の座席
- イ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの
- ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席
- エ 横向きに備えられた座席
- オ 後向きに備えられた座席
- カ 非常口附近に備えられた座席
- キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席

(2) ①及び②に規定する座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならぬ。

この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、(1) ③に掲げる座席にあつては、この限りでない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-07-S3 の 5. 及び 6.（5.2. から 5.7. まで、5.10. から 5.13. まで、6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。）に適合するものであること。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R80-02 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。

ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席にあつては、UN R17-07-S3 の 5.1. 及び 6. に適合するものであればよい。

(3) 次に掲げる座席及び座席取付装置であつて、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置

(4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-07-S3 の 5.1.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、UN R17-07-S3 の 5.16 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-07-S3 の 5.1.4. の規定、UN R80-02 付録 1（1.2. に限る。）及び付録 5（1.3.3. に限る。）の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであつて、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。
- ③ FMVSS 207 に適合する装置（7-42-11-1-2（1）①の自動車に限る。）

7-42-12 従前規定の適用⑥

平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 7 項関係）

7-42-12-1 性能要件

7-42-12-1-1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

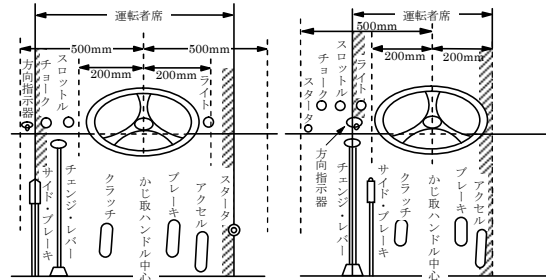
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ア 前向きに備える座席とは、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右 10 度以内となるよう車両の前方に向いているもの。
- イ 後向きに備える座席とは、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右 10 度以内となるよう車両の後方に向いているもの。
- ウ 横向きに備える座席とは、上記ア及びイ以外のもの。

① 自動車の運転者席の幅は、7-12-1-1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。

この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

(図)

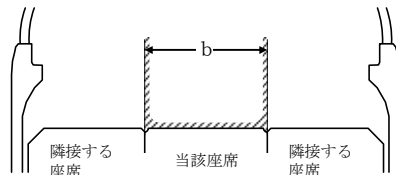


② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有すること。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

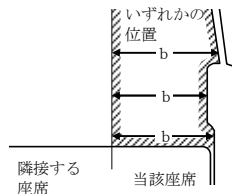
- ア 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が 400mm 未満のもの
 - イ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅が 400mm 以上となる空間を車室内に有しないもの
 - ウ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち当該座席面の上方のいずれの位置においても車室内に幅 400mm 以上となる空間を有しないもの
- (例) (1) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅

b : 空間の幅



(2) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅

b : 空間の幅



③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。

ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。

- ア 乗車定員 10 人以上の自動車
- イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車
- ウ 緊急自動車
- エ 車体の形状が患者輸送車及びキャンピング車である自動車
- オ 大型特殊自動車

④ 幼児専用車の幼児用座席は、前向きに設けられたものであること。

⑤ 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ（前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その 2 倍の長さとする。）以上の間げきを有すること。

ア 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

イ 幼児専用車の幼児用座席 150mm

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であって 7-44-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

① 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口附近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）であること。

ア 補助座席

イ 乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

② 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。

ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあつては、この限りでない。

(3) (1) ⑤に掲げる間げき並びに (2) に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。

① 間げきは、座席の中央部から左右 190mm の間（補助座席にあつては左右 150mm の間とし、幼児用座席にあつては左右 135mm の間とする。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。

この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。

ア リクライニング機構を有する運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席にあつては、背もたれを当該運転者席等の鉛直面から後方に 30°（30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度）まで倒した状態

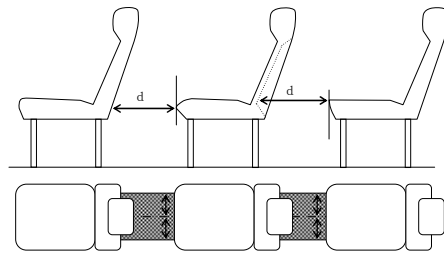
イ スライド機構を有する運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。

ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

ウ 運転者席、運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席以外の座席であつてリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあつては、間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d : 間げき



② 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

③ 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

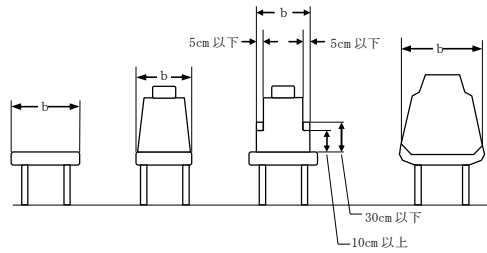
(例)

(イ) 座席の幅

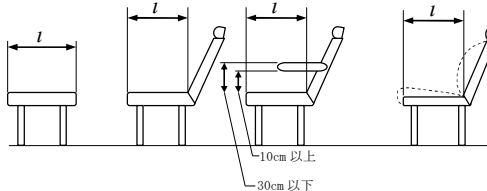
b : 座席の幅

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(v) 座席の奥行
l: 座席の奥行



(4) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の 3 分の 2 程度以上のものとする。

(5) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-12-1-2 書面等による審査

(1) ①及び②に規定する自動車の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-08 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。

- ア またがり式の座席
- イ 容易に折り畳むことができる座席であつて、次に掲げるもの
 - (イ) 通路に設けられるもの
 - (ロ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの
- ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席
- エ 横向きに備えられた座席
- オ 後向きに備えられた座席
- カ 非常口附近に備えられた座席
- キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席

① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-08 の 5. 及び 6.（5. 1.、5. 4. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあつては、5. 16. の規定を除く。）に適合するものであること。

② 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車の座席（運転者席を除く。）及び当該座席の取付装置にあつては、UN R80-02 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。

ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-08 の 5. 2. 及び 6. に適合するものであればよい。

ア 乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）

イ 乗車定員 10 人の自動車

③ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席（運転者席を除く。）及び当該座席の取付装置にあつては、②の規定にかかわらず、UN R17-08 の 5. 3. の規定に適合するものであればよい。

④ 緊急自動車に備える座席及び当該座席の取付装置にあつては、①及び②の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。

イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</p>	
<p>(2) ①及び②に規定する自動車の座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p>	
<p>この場合において、UN R17-08 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p>	
<p>ただし、(1) の各号に掲げる座席にあっては、この限りでない。</p>	
<p>① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-08 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に適合するものであること。</p>	
<p>② 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車の座席（運転者席を除く。）及び当該座席の取付装置にあっては、UN R80-02 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p>	
<p>ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席にあっては、UN R17-08 の 5. 2. 及び 6. に適合するものであればよい。</p>	
<p>ア 乗車定員が 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）</p>	
<p>イ 乗車定員 10 人の自動車</p>	
<p>(3) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</p>	
<p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</p>	
<p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</p>	
<p>(4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p>	
<p>① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08 の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、UN R17-08 の 5. 16 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p>	
<p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-02 付録 1 (1. 2. に限る。) 及び付録 5 (1. 3. 3. に限る。) の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p>	
<p>③ FMVSS 207 に適合する装置 (7-42-12-1-2 (1) ①の自動車に限る。)</p>	
<p>7-42-13 従前規定の適用⑨</p>	
<p>次に掲げる自動車については、7-42-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 19 条第 8 項関係）</p>	
<p>① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</p>	
<p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの</p>	
<p>ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車</p>	
<p>イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席に係る性能が同一であるもの</p>	
<p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R17-09-S1 (5. 16. に限る。) の適用を受けないもの</p>	
<p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</p>	
<p>⑤ 貨物の運送の用に供する自動車</p>	
<p>⑥ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</p>	
<p>⑦ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</p>	
<p>7-42-13-1 性能要件</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

7-42-13-1-1 視認等による審査

7-42-1-1 に同じ。

7-42-13-1-2 書面等による審査

(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-08-S4 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。

- ア またがり式の座席
- イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの
 - (ア) 通路に設けられるもの
 - (イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの
- ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席
- エ 横向きに備えられた座席
- オ 後向きに備えられた座席
- カ 非常口附近に備えられた座席
- キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08-S4 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7. 4. を除く。) に定める基準
	7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準 ウ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7. 4. を

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	除く。)に定める基準 UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。)に定める基準
	7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準 イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。)に定める基準
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(高速道路等において運行しないものに限る。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
⑧ 緊急自動車	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置

(3) 次に掲げるものは(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件5.16. 及び6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。

- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4の5.2.4の規定、UN R80-03-S3付録1の1.2.及び付録5の1.3.3の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。
- ③ FMVSS 207に適合する装置(7-42-13-1-2(1)④の自動車を除く。)

7-42-14 従前規定の適用⑩

次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車については、7-42-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。
(適用関係告示第19条第9項関係)

- ① 令和3年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和3年9月1日から令和4年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和3年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和3年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和3年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの
- ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの

7-42-14-1 性能要件

7-42-14-1-1 視認等による審査

- (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。
この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。

- ア 7-42-1-1(1)アに同じ。
- イ 7-42-1-1(1)イに同じ。
- ウ 7-42-1-1(1)ウに同じ。

- ① 7-42-1-1①に同じ。
- ② 7-42-1-1②に同じ。
- ③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。
 - ア 7-42-1-1③アに同じ。
 - イ 7-42-1-1③イに同じ。
 - ウ 7-42-1-1③ウに同じ。
 - エ 7-42-1-1③エに同じ。
 - オ 7-42-1-1③オに同じ。
 - カ 7-42-1-1③カに同じ。
 - キ 7-42-1-1③キに同じ。
 - ク 乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10tを超える自動車(横向きに備えられた座席であってUN R80-03-S3の7.4.に適合するものに限る。)
- ④ 7-42-1-1④に同じ。
- ⑤ 7-42-1-1⑤に同じ。

- (2) 7-42-1-1(2)に同じ。
- (3) 7-42-1-1(3)に同じ。
- (4) 7-42-1-1(4)に同じ。
- (5) 7-42-1-1(5)に同じ。

7-42-14-1-2 書面等による審査

- (1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-09-S1の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

よることができる。
 ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。
 ア またがり式の座席
 イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの
 (ア) 通路に設けられるもの
 (イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの
 ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席
 エ 横向きに備えられた座席
 オ 後向きに備えられた座席
 カ 非常口附近に備えられた座席
 キ 法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09-S1 の5.及び6. (5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の5.3.に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の5.2.及び6. (6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-03-S3 の5.、6.及び7. (7.4.を除く。)に定める基準
	7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の5.3.に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の5.2.及び6. (6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の5.3.に定める基準 ウ UN R80-03-S3 の5.、6.及び7. (7.4.を除く。)に定める基準
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の5.3.に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	UN R80-03-S3 の5.、6.及び7. (7.4.を除く。)に定める基準
	7-42-1-1 (1) アからウまで	次に掲げる基準

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
	に掲げる座席以外の座席	<p>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</p> <p>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</p> <p>ウ 座席の後面部分は、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</p>
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	<p>次のいずれかに掲げる基準</p> <p>ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</p> <p>イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準</p>
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(高速道路等において運行しないものに限る。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
⑧ 緊急自動車	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	<p>①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準</p> <p>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</p> <p>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</p> <p>ウ 座席の後面部分は、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</p>
(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。		
<p>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</p>		
(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。		
<p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p>		
<p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定、UN R80-03-S3 付録1の1.2. 及び付録5の1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p>		
③ FMVSS 207 に適合する装置(7-42-14-1-2 (1) ④の自動車を除く。)		